２の３　データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注１　「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

２　「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項第３号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

３　注１及び注２の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「ＳＩＭカードの調達費用」及び「ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「ＳＩＭカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該ＳＩＭカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

４　ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。

３　機能別接続料原価算入営業費明細表

［表　略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項第４号に掲げる機能をいう。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

［新設］

３　［同左］

［表　同左］

注　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

［新設］